

山形県 県史だより

第25号

山形県総務部高等教育政策・学事文書課分室 県史資料室

〈特別寄稿〉

寒河江市における歴史資料の保存・活用

寒河江市文化財保護委員会副委員長
西村山地域史研究会 会長

中山秀子

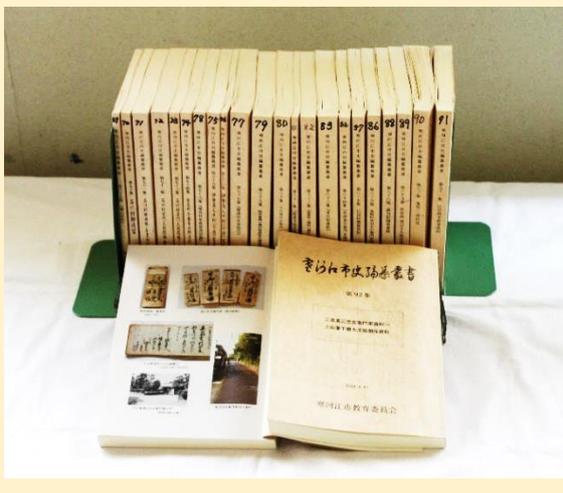


写真1 これまでに発刊された『寒河江市史編纂叢書』

一 はじめに

令和五年度、『寒河江市史編纂叢書第九十二集 三泉渡辺忠左衛門家資料(一) 上山藩下郷大庄屋関係資料』を発刊しました。昭和五十九年刊行の『山形県史料所在目録第3集』に収録され、後に所有者から寒河江市で譲り受けた資料の一部です。上山藩の支配下にあった寒河江・河北の一部地域の生活の様子を解明する貴重な資料です。寒河江市ではこの市史編纂事業の他に文化財保護の様々な取り組みを行っています。その一部を紹介します。

二 資料(古文書関係)の収集・保存・活用

現在、寒河江市に保管されている資料は、寄付・寄託・調査依頼に分けられます。資料専用保管施設はありませんが、主に市立図書館内に保存できているのは幸いといえます。

編纂体制の設立には歴史があり、昭和二十六年(一九五二)に寒河江町史の編纂を進めようと「寒河江町史編纂委員会」が発足しました。昭和二十九年(一九五四)寒河江市が誕生し、寒河江町史編纂委員会の事業を引き継ぎ、とくに編纂叢書の編集に力を注ぎました。編纂叢書の内容は、二十一集までは研究論文が主体となっていました。昭和五十一年(一九七六)の二十二集(最上記・寒河江八幡神社資料・細小路契約帳・千手院記録・葉山関係資料)からは市内各地の村落・寺社・旧家等の資料を発刊するようになりました。内容は「解読資料と解説」の構成で現在に至っています。これらの資料は寒河江市史を編纂する上で貴重な資料となり、令和五年度で九十二集を数えました。

現在も編纂室に資料を持参くださる方がおります。また、資料に関する相談等があった場合は、訪問して資料の内容等の説明をする場合もあります。市報の「市史編纂だより」や資料の展示等を開催し、多くの市民の皆さんに関心を持ってもらい、まだ眠っているかもしれない資料の発見に結びつけばとも考えています。

これまで保管されている資料はいつでも活用できるように分類・目録作成・解説に取り組んでいます。

三 地域の宝（文化財）保存・活用

（一）歴史文化活動推進員の設置

平成二十年度教育委員会の新規事業として「歴史文化活動推進員の設置」がありました。

設置 第一条

市史の編さんをはじめとする歴史文化行政の推進にあたって、さらなる歴史文化資料の収集や解明を必要としている。これらの資料は近年散逸や喪失の危機にあることから、資料収集体制の強化を図るため、寒河江市教育委員会に歴史文化活動推進員を置く。

（寒河江市歴史文化活動推進員設置要綱 より抜粋）

翌年の二月に歴史文化活動推進員の委嘱と「寒河江市における歴史資料の保存と現状」の研修が行われました。無報酬で任期は三年としてお願いしたところ、二十六人全員が引き受けてくれました。現在、市内全地域とも高齢化が進み、今後推進員を引き受けてくれる方が少なくなりはいかた懸念されます。

（二）歴史文化活動推進員との連携事業

平成二十一年度・二十二年度寒河江市の清水・井戸の悉皆調査を依頼し実施しました。その結果を郷土館に展示し、平成二十三年三月『寒河江の

清水や井戸 図録』を発刊しました。

平成二十三年～二十五年に市内の念仏講の調査を実施し、さらに追加調査を経て平成二十九年三月、『寒河江市史編纂叢書第八十五集 寒河江市内の念仏講資料』として発刊しました。

令和三年三月、『図録 改訂寒河江市の石造文化財』を発刊しました。昭和五十八年寒河江市文化財調査報告書第一集『寒河江市の石像文化財』をもとに、活動推進員が地域の隅々まで再調査を行い発刊した図録です。

これらの調査は数年間継続して行う活動となりましたが、各地域の歴史や実情を把握している方々なので多くの成果が得られました。

（三）地域の宝を後世に伝える取組み

寒河江市には国指定文化財、国登録文化財、県指定文化財、市指定文化財を合わせると二〇七件（令和二年時点）もの文化財があります。未指定の文化財も数多くあると思われず。

地域の習わしや文化を伝える建造物など、現状を維持して次世代に繋いでいきたいという願いは、多くの人々が持っていると思われず。しかし、価値観が多様で変化の激しい社会の中で、保存・活用には厳しい現実があります。

最近、後継者不足等の事情から文化財の維持が困難になる場合があり、その対策に努力した例を紹介し、保存・活用について考えてみたいと思います。

① 日田地区の波除地蔵堂と本尊

波除地蔵堂は『西根村史談』によると、「…日田村の東南天童街道の側で、九〇米の河岸段丘にある。（中略）最上川方面の代表的な水除信仰の対象となつたお堂です。（略）」とありますが、波除堂がいつ頃建立されたかは不明といわれています。現在の最上川は東方一キロメートルほど離れて流れるまでに移動しましたが、地域の人々は、ずっと年一度は波除堂の祭礼をしていました。この地蔵堂が諸事情から取り壊されることになったのです。

活動推進員から取り壊しの情報が伝えられたのは取り壊し前日の夕方でした。以前から取り壊しの話はあり、準備は進んでいたようです。安置



写真2 移設された波除地蔵

されている地蔵尊はただの石として処分することになっていました。地蔵尊だけでも保存できないかと思ひ、処分を一日だけ伸ばしてほしいと業者にお願ひし、了承を得ました。

日田の高音寺住職さんを介して、日田共同墓地の代

表の方と相談し、墓地の一角に安置することになりました。現在四軀の地蔵尊は共同墓地に鎮座して村人の安寧を見守っているようです。

四軀の地蔵尊は中央に波除地蔵、嘉永五年（一八五二）の年号と世話人の名前が刻まれてありました。向かって左の子持地蔵は寛政九年（一七九七）造立、向かって右の安全地蔵ともう一つの古い地蔵に年号はありません。お堂が解体されるとそこに地蔵堂があったことさえ人々の記憶から消えていくのかもしれない。

② 君田町の船着観音堂

永く村の鎮守として大切に守られてきた船着観音堂。後継者の問題から存続が危ぶまれていました。むかし西根と東根を結ぶ船着場があり、湖上を舟が行き来したといえます。また室町時代に



写真3

解体される船着観音堂

は大江家七代の子孫元春が住んでいたという伝説がある観音堂を、何とか維持できないかと奮闘なさった方々もおりました。幸いにも隣接する現福寺の住職は活動推進員であり、観音堂を通じ交流があった東北芸術

工科大学の先生方と保存について相談しました。そして、大学の研究建築物として活かすことになり、全て手作業で解体することになりました。建築材料は大学に保管し、将来再建築するようにまとまりました。

船着観音堂は消えてしまいましたが、人々の願いと建築技術は後世に伝わっていくことになったのです。本尊や什物などの保管については地続きの現福寺に一時預かりとして協力いただきました。檀家の方々への応援・協力もありました。

③ 本楯の大島稲荷神社（堤防稲荷）

最上川は幾度となく流路を変えたことが古絵図から見て取れます。人々は曲がりくねった流路



写真4

大島稲荷神社（堤防稲荷）

をまっすぐに掘り変えたり、水勢の強い所に杭を打ったり、堤防を構築したりして水害を防ぎました。天保年間、豪雨のたびに破堤に苦しんだ本楯の人々は堤防に稲荷を祀って安全を祈りました。毎年九月一日には祭が行われ賑わったといえます。元

は堤防の近くだったのでしょうが、現在は畑の中に鎮座しています。

活動推進員の方は、倒れ掛かっている鳥居などの現状を心配していました。お堂の中に昭和三十四年（一九五九）の大島居建立寄付芳名板があり四名の別当の名前が記載されていることが分かったので、別当の方に現状を説明し一緒に対策を考えました。その結果、寒河江八幡宮内の稲荷神社に遷座・合祀することになりました。令和五年十一月四日、八幡宮の祭司に現地へ赴いていただき、別当一同祭礼を行った後、寒河江八幡宮へ赴き遷座式を執り行いました。地域の皆さんにもその旨を回覧板で報告しました。

社殿や什物などは本楯の寺、満福寺に一時預かっていただくことになりました。

四 むすびに

寒河江市では令和五年一月、『寒河江市文化財保存活用地域計画』を発刊し、その計画に沿って運営が進められています。この取組では、多くの市民が寒河江の歴史に関心を持ち、次の世代に何をどのようにバトンを渡すかが問われているように思います。人口減少、少子高齢化はますます加速します。貴重な歴史遺産の保存と記録について、様々な立場から知恵を出し合い、後世の人が先人の生きざまに触れられるようにしていきたいものです。

佐倉藩羽州領における

捨子養育一件

山形県地域史研究協議会副会長

山内 励

一 成沢村と佐倉藩

村山郡成沢村（現、山形市）は、城下町山形の南に位置し、龍山への上り口にあたります。村の西側を須川が北上していますが、蔵王の鉱毒に汚染されているため、農業用水には西蔵王山麓の沼を利用するなど、水の確保に苦労した村です。写真1は江戸時代後期の村絵図の一部ですが、成沢村はかつての成沢城を囲むように街道沿いに家が連なっています。

江戸時代の成沢村は、最上氏領から元和八年（一六二二）に山形藩領となり、延享三年（一七四六）には下総佐倉藩（現、千葉県）領、寛延二年（一七四九）に下野宇都宮藩（現、栃木県）領、明和元年（一七六四）に再び佐倉藩領、天明八年（一七八八）に幕府預地となった後、寛政十一年（一七九九）には三たび佐倉藩領となり、明治三年（一八七〇）に山形県管轄となります。すなわ

ち、およそ一〇〇年間に下総佐倉藩の領地だったこととなります。佐倉藩の領主堀田氏は延享三年以前に二度山形城主になっており、佐倉転封後に村山郡に飛地領四万石余を与えられて、幕末まで続いています。そのため、佐倉藩羽州領の支配は、柏倉（現、山形市）にある陣屋でおこなわれていました。一方、成沢村は、天保十三年（一八四二）の「寅御年貢可納免定」によれば、村高が一七三三石一斗七升三合四夕五才で、年貢は五〇一石余でした。村高は近隣では大きい方で、実際の村支配は上組と下組に分けておこなわれていました。

二 捨子養育一件の発生

弘化二年（一八四五）七月十二日、成沢村で捨子が見つかり、翌十三日、柏倉役所の代官手代大沢金之丞と吉橋宇三郎宛てに、「見付人」・「扱人」・「村役人一同から「御見分之覚」と、村役人一同による「差上申一札之事」が提出されました（以下、断りの無い限り「成沢文書」成沢公民館所蔵）。さらに、同日付けで、「見付人」・「扱人」・五人組惣代・村役人一同から、各様御見分の際に始末を尋ねられたことへの返答書が出されました。

捨子は、「出生後七八十日程二相見得候」女の子で、成沢村南部の村はずれより一〇間ほど左の方の供養石前の堰端に二つある石の間に捨てられていました。十二日の「暁七ツ時頃」、林助が幼子の泣き声を聞きつけ、向こう隣の善八を呼び

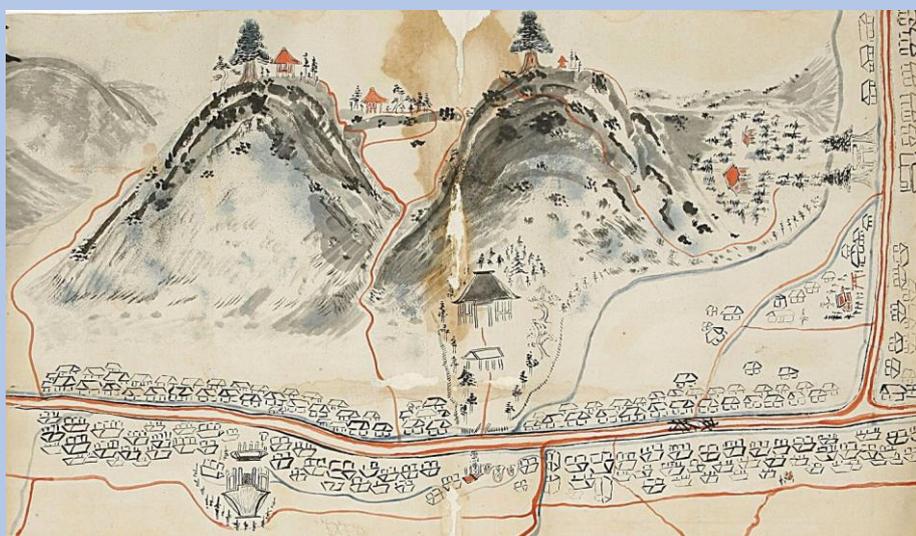


写真1 羽州村山郡成沢村絵図 年代不明〔江戸時代後期〕（「成沢文書」成沢公民館所蔵）

起こしてともに行ってみると、捨子がいたので、名主九郎右衛門へ知らせ、村役人ら呼び集めて見届けることになったものです。

林助は当年四〇歳で持高四石八斗五升余の家内八人暮らし、善八は当年四七歳で持高二石一斗二升余の家内二人暮らしの百姓です。また、村役人は、名主九郎右衛門・庄次郎、組頭喜平・清左衛門・庄六・長兵衛、百姓代小三郎・三右衛門です。

発見された時の女の子の様子は、「継々木綿継々しめしを当て、鼠地二麻縞はき合縁黒紹古頭巾を冠せ捨置申候、泣かれ候様子目もはれ、難捨置不便之事二存」とあり、継ぎ当てる衣類を身に着け、泣き疲れ目もはれて、捨て置けないかわいそうな状態で、同情を引くものがありました。そこで、当年五月に三歳の子が死去して以後、乳の出も細くなつてはいたが、平日には充分くらいなので、清七女房に養育を頼むことにします。清七は当年四一歳の無高百姓です。

また、捨子をした者が村内に關係しているかもしれないと心配して、近隣の村々まで尋ねたものの、疑わしい者は見つからず、一般の小前にも尋ねてみましたが、見知りの者はなく、怪しいという風聞を見聞くこともありませんでした。しかたなく、関係者や村役人らは、万事を付けて大切に養育し、病氣や変わったことがあれば、すぐに届けることにして、成沢村の捨子養育が続くこと

になります。

三 捨子の死去と一件の終焉

成沢村が養育することになった捨子は、その後、清七女房では乳不足となり、八月中には勘左衛門・庄助女房に養育を依頼することになりました。庄助女房には三歳の乳飲み子がいましたが、乳がたくさん出るといふことで頼まれ、朝夕大切に取扱っていたと言います。

しかし、捨子の女の子は、年が明けた弘化三年（一八四六）一月三日朝から、少々不快な様子で、乳をやっても元気がないように見えたので、村役人に伝えて、医師の玄鴻に容体を見せることになりました。その後、服薬させて大切に介抱して、その旨を役所に届けますが、同月七日朝五つ時ころに病死してしまします。

医師玄鴻が正月八日に大沢金之丞と館脇嘉七宛てに提出した「脈容躰言之事」（写真2）によれば、三日に使いが来て行つてみた時は、脈や容体を尋ねたが、風邪の様子で、悪寒と熱気があるがさほどの病症でもないの、「柴胡か桂枝湯」を用いて、その後時々見廻りをしたが、別に変わりもなかったとのことです。しかし、七日に急に塞ぎ込んだとの知らせがあり、すぐに行つてみたところ、「驚風」（漢方で小児の脳髄膜炎様の症状）に見え、気付け薬を用いたが薬の効果はなく、まもなく五つ時ころに死去したというものです。

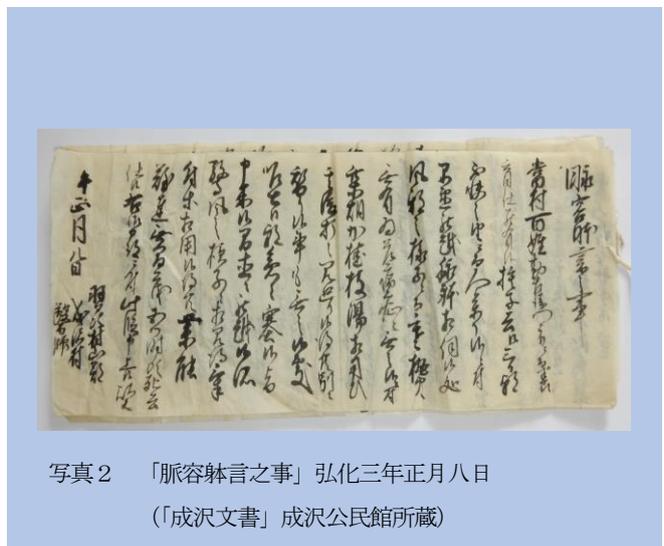


写真2 「脈容躰言之事」弘化三年正月八日
（「成沢文書」成沢公民館所蔵）

捨子預り人と村役人が提出した「死骸御見分之覚」には、病死していた時の様子は、莫産を敷いて、木綿絞の綿入れを掛けて古襦袢を着て炬燵脇にいたとのことで、頭の左小鬢に少々吹き出物がすれたところが一カ所あったことが、但し書きさされていきます。これについては、前年十二月二十日ころから、少し頭に吹き出物が出てはがれに治つたが、左小鬢のところは蒲団にすれてはがれたもので、服毒ゆえにさほどのことではないとの医師の話で、乳もかなり呑み与えていたのに、急なことで残念であると、別の返答書に記しています。また、村役人から提出された「差上申御受書之事」

によれば、病死を訴えたことで御検使がやって来て、見分を済ませて引き取った後、村役人らが呼び出されて、死骸を葬るよう命じられたので、村内の広谷寺墓地に埋葬したということが分かります。

四 捨子養育一件の背景

佐倉藩の本領では、古くから惣領の子だけ養育で、それ以外は随胎するか生まれるとすぐに圧殺する間引きの習俗があり、藩主堀田正睦は、天保九年（一八三八）二月、領内に「子育教諭」の直書を発して、間引きを戒めて旧弊を一掃しようとし、ます『佐倉市史』巻二、佐倉市、昭和四十八年）。この直書は、かな交じり文にして村々名主へ渡され、村民に読み聞かせましたが、飛地である羽州領には、天保十一年（一八四〇）四月に出されています。

在中にて胎内の子をおろし、うぶ子をつぶす事有之由、鳥獸さへ子をかわけがり、おのが命をとらるゝまでも、子をうばわれじとするものなるに、ましてや人として子のかわけくなき事はあるまじけれど、全田畑かせぎのさまたげをいとみ、貧しきニかまけてのわざなるべし、まれに子なき人いか程ほしく思ひても、金錢にてかわれぬもの也、それに親の手づから殺す事、鳥けだものにもおとりたるわざにて、右様之事いたす人ハ、神佛も深くにくみたまひ、天の咎も

まのあたりにて、其家によき事ハ来らず、終にハますくこんきふするなり、此道理をよくわきまへ、此後我等領内にて子をころしつづす事、決而いたすまじく候（『東村山郡史』巻之五、東村山郡役所、大正八年、濁点補填）

（随胎や間引きがあるとのことだが、鳥獸でさえ命をかけて子を奪われまいとするのに、貧しさからではあろうが、親自らの手で子を殺すことは、鳥獸にも劣る行為で、天罰が下り、ますます困窮することになる。その道理をわきまえ、領内では子殺しはけつしてしないように。）

これより先、天保五年（一八三四）正月、藩庁では、子育に関する存念書を差し出すよう指示があり、郡方手代山崎由良治の意見が全面的に採用され、制度・組織がつくられます。由良治は、子育のため講を設け、その基金の利子を子育のために支給しようとの考えを提案し、これを陰徳講と名づけました。この陰徳講は、「子育教諭」とともに領内に広められることになり、基金のうち千両は藩から出し、他は領内篤志家から金一分以上を募り、両者の利子をもって運営し、領内百姓からの元金は二〇カ年後に皆返済させるというものでした。

本領では、子育世話役を村ごとに派遣し、子育掛を廻村させて徹底をはかり、陰徳講加入をうながし、講金の貸付がなされて行きます。本領実施から二年後、羽州領での実施となりますが、柏倉

陣屋配下の陰徳講は、五〇〇両を上から出金して一割の利息で貸し付けて、五〇両ずつ子育入用にする。こと、領内から金一分以上、望み次第加入させること、一〇年後には半金、二〇年後には皆返金させることなどというものでした。実際の講の運用は分かっていますが、飛地領内にも佐倉藩の子育政策が浸透していたと言えます。なお、この子育政策もあつて、佐倉藩領では天保期以降人口が増加して農村安定が見られたとされています。

こうした背景の中で発生した成沢村の捨子養育一件は、陣屋や村にとつては「子育教諭」の浸透を示す極めて大切な場面でした。村役人が総がかりとなり、見ず知らずの幼子のために医師を宛て、捨子発見から埋葬まで手落ちなく進めようと必死な様子がかがえます。大飢饉直後の天保五年三月「困窮人飢夫食取調小前書上帳」（成沢村）には、「喰料」が必要な「可成之者」（成沢村）計五三名、「困窮之者」が五二九名とあります。自らの命や生活を守ることも大変な中、村人たちはどのような思いで捨子を見ていたのでしょうか。また、養育費などはどのように調達されたのでしょうか。さらに、この一件はその後に何をもたらすことになったのでしょうか。たつた一人の幼子の死には、時代を語る深いものがありそうです。

史蹟名勝天然記念物の標石碑

一 はじめに

県史だより第二十四号において大正十四年（一九二五）に山形県が刊行した『史蹟名勝天然記念物調査報告』第二輯を紹介したところですが、国や県の指定を受けたことから、県内各地で記念の標石碑が建てられました。昭和二年（一九二七）には、県の「史蹟名勝天然記念物保存法施行細則」が改正され、標石碑建立にあたっては県の補助が付くこととなりました。これが契機となり、さらに多くの標石碑が建られました。

ここでは大正から昭和にかけて建てられた史蹟名勝天然記念物の標石碑を紹介し、現在の様子などについてお伝えしたいと思います。

二 山形県内に残る標石碑

具体的な事例として次の三か所の標石碑について紹介します。

(一) 名勝 千歳山

千歳山は山形市東部に位置し、全山緑の松におおわれた秀麗な山容をしています。千歳とは長く縁起がいいことを意味し、阿古耶姫や斯波兼頼に

よって命名されたとの伝説が残されています。公園の案内板には、江戸時代の寛文十二年（一六七二年）、山形城主であった奥平昌章公が、山形城下の護りとして、千歳山の麓に「千歳山大佛」と呼ばれた巨大な釈迦仏を納める大仏殿を造立したこと、明治時代初期には県令三島通庸の発案により、県都整備の一環として、行楽の場「偕樂園」が造られたことが記されています。以前から信仰と物見遊山の所だったことがわかります。

標石碑は、この千歳山麓の公園地内に立ち、正面には「名勝 千歳山」、側面には「昭和二年五月建立 山形縣」と刻まれています。



写真1 標石碑 「名勝 千歳山」

(二) 史跡 河村瑞賢庫址

河村瑞賢庫は、現在の日和山公園にありました。河村瑞賢像が見下ろしている広場や駐車場が、瑞賢庫敷地に当たります。寛文十二年（一六七二）、幕府の命を受けた河村瑞賢が出羽幕府領の米置場（倉庫）を最上川の河口に設けたことで「瑞賢庫」と呼ばれました。御米置場の広さは、東西は一五〇メートル、南北で八二メートルほどありました。山形・庄内の米は最上川舟運を利用し酒田の米置場（瑞賢庫）に集められ、西廻り航路を通り大阪・江戸へと運ばれました。物流の大動脈となり、酒田湊に賑わいをもたらしました。



写真2 標石碑 「河村瑞賢庫址」

瑞賢庫のあった日和山は、明治六年（一八七三）の太政官布告により公園地となり、同十四年（一八八一）には明治天皇巡幸地になったことで大規模な造成工事が行われました。この時、瑞賢庫の場所も公園として整備されています。そして明治二十三年（一八九〇）に「日和山公園」と命名されました。

瑞賢庫址は、歴史的に貴重な史跡であることから昭和の初め頃に「河村瑞賢庫址」の標石碑が建てられました。今あるのは、その後新しく建て替えられたものになります。現在の標石碑は八個の石材がセツトで設置されたもので、上部から見ると「米」の字をかたどっています。

（三）天然記念物 大ケヤキ

東根の大ケヤキは東根市立東根小学校の校庭に位置しています。かつてここは南北朝時代の正平の頃に、小田島長義が築いた東根城の本丸跡にあたり、小高い丘の上に位置しています。以前は、雌槻・雄槻の二株の大ケヤキがありましたが、雄槻は明治十八年（一八八五）に枯死し残された雌槻が今の大ケヤキと伝えられています。

土際の周りは約二四メートルに及び錯綜した根部が露出しています。上部の幹周りは約十二メートルで西側の枝がやや直上して繁茂し、高さ約二八メートルになります。幹の中心部は一大空洞で、南北に開口して通り抜けできます。大正十五年（一九二六）十月二十日に天然記念物の指定を



写真3 標石碑 「天然記念物大櫨」



受け、更に昭和三十二年（一九五七）九月十一日に特別天然記念物となりました。正面脇に、国の天然記念物指定を受けて大きな標石碑が建てられました。標石碑には「内務省指定・「大正十五年十月二十日」・「山形県知事武井群嗣書」の文字が刻まれています。高さが約四メートルもある石碑ですが、大ケヤキの前では小さく見えます。毎年、東根小学校と地元の協力によって、樹勢回復と地域の守護を祈念し横綱の設置や周辺の環境整備が行われ、名木の保全を図っています。

三 標石碑が伝える「山形の宝」

山形県には、地域の人々が守り伝えてきた歴史や自然がたくさんあります。その中でも「山形の宝」と言えるものを史跡名勝天然記念物に指定し、特に大切にしてきました。今回紹介した標石碑のそばには説明板が設置されているところもあり、指定された経緯や地域の人々による保護活動などが解説してあります。

標石碑は単なる表示ではなく、後世大切に守り伝えていくという人々の思いや願いが込められていることがわかります。祖先から受け継いだ「山形の宝」を守り伝えるモニュメントとして、大切にしていきたいものです。

山形県

県史だより 第二十五号

令和六年十月八日発行

編集・発行

山形県総務部

高等教育政策・学事文書課公室 県史資料室

〒九九一―八五〇―

寒河江市大字西根字石川西二五五

村山総合支庁西村山地域振興局

電話 〇三三七―八三一―二二五

FAX 〇三三七―八三一―二二六